

令和二年十二月八日受領
答弁第五九号

内閣衆質二〇三第五九号

令和二年十二月八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出林鄭月娥香港行政長官への米国金融制裁適用に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員松原仁君提出林鄭月娥香港行政長官への米国金融制裁適用に関する質問に対する答弁書

特定の個人に係る顧客管理等についてお答えすることは差し控えたいが、金融庁においては、同庁作成の「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、海外拠点等を有する我が国の金融機関等グループに対して、海外拠点等が属する国の制裁に係る法規制等が我が国よりも厳格である場合も勘案しつつ、グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針等を策定し、同方針等に基づき、顧客の受入れ、顧客管理等についてグループ全体で整合的な形で実施することを求めているところである。